

# 長崎県の最低賃金

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 長崎県最低賃金 | 1時間<br><b>664</b> 円<br>効力発生日<br>平成25年10月20日 | 長崎県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用されます。<br><br>ただし、下記の業種については、「 <b>産業別最低賃金</b> 」が適用されます。 |
|---------|---|--|


必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。


| 産業別最低賃金                           | 最低賃金額(1時間)   | 適用範囲等   |
|-----------------------------------|--|---|
|                                   | 効力発生日  |   |
| はん用機械器具、生産用機械器具製造業                | <b>779</b> 円<br>平成25年 1月 2日  | 1 適用範囲<br>(1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。)<br>(2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラック製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。)<br>2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。)<br>手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務<br>軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務<br>書類等の事業所内集配又は複写の業務 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | <b>717</b> 円<br>平成25年 1月 19日   | 1 適用範囲<br>(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。)<br>(2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。)<br>(3)情報通信機械器具製造業<br>2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。)<br>手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務<br>軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務                  |
| 船舶製造・修理業、船用機関製造業                  | <b>791</b> 円<br>平成25年 1月 4日  | 1 適用範囲<br>船舶製造・修理業、船用機関製造業<br>2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。)<br>書類等の事業所内集配又は複写の業務   |
| 適用除外(3業種共通)                       | 上記のほか次の労働者には「 <b>長崎県最低賃金</b> 」が適用されます。<br>1 8歳未満又は65歳以上の者<br>雇入れ後6か月未満の者であつて、技能習得中のもの<br>清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者 |   |

- 1 最低賃金には次の手当は算入されません。精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時的賃金
- 2 産業別最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「**純粋持株会社**」が含まれます。

最低賃金特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>

お問い合わせ先



**厚生労働省長崎労働局賃金室** ( 095-801-0033 または 最寄りの労働基準監督署 )  
**長崎労働局ホームページ** <http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

事業主および労働者の皆さんへ

# 長崎県最低賃金が改正されました

長崎県で働くすべての方へ。  
確認しましょう！

## 最低賃金

これまでの最低賃金 653円



# 664円



[発効日] 平成25年10月20日

長崎県最低賃金は、「平成25年10月20日から1時間664円」に改正されました。

労働者に支払う賃金が最低賃金額以上かどうかを確認し、最低賃金法違反にならないようにしましょう。(派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。)

特定の産業には「特定(産業別)最低賃金」が適用されています。

### 最低賃金額以上かどうかの調べ方

【計算例】

時間給の場合

時間給 664円

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 664円

月給の場合

年間所定労働日数：260日  
月額：115,000円  
所定労働時間：8時間

で働いている場合、計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月額 } 115,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}}$$

$$= 663 \text{ 円 } 46 \text{ 銭} < 664 \text{ 円}$$

【この場合は最低賃金額を満たしていないことになります。】

最低賃金額との比較にあたって次の賃金は参入しません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
時間外、休日、深夜労働に対する賃金  
賞与等、臨時の賃金

詳しくは、長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください

|              |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 長崎労働基準監督署    | 095-846-6353 | 島原労働基準監督署    | 0957-62-5145 |
| 長崎監督署五島駐在事務所 | 0959-72-2951 | 諫早労働基準監督署    | 0957-26-3310 |
| 佐世保労働基準監督署   | 0956-24-4161 | 対馬労働基準監督署    | 0920-52-0234 |
| 江迎労働基準監督署    | 0956-65-2141 | 対馬監督署壱岐駐在事務所 | 0920-47-0467 |